

## 年度モニタリング(令和2年度)

施設名称	岩名運動公園外3公園等
施設概要	<p>岩名運動公園 所在地: 〒285-0004 千葉県佐倉市岩名字姿山 施設構造: 鉄筋コンクリート造、地上3階建(小出義雄記念陸上競技場メインスタンド) 鉄筋コンクリート造、地上2階建(長嶋茂雄記念岩名球場メインスタンド) 鉄筋コンクリート造、地上2階建(スポーツ資料館) 鉄骨造、地上2階建(プール管理棟) 木造、平屋建(球技場トイレ更衣室棟)</p> <p>敷地面積: 19.6ha 延床面積: 小出義雄記念陸上競技場メインスタンド 2,086㎡ 長嶋茂雄記念岩名球場メインスタンド 2,322㎡ スポーツ資料館 309㎡ プール管理棟 401㎡ 球技場トイレ更衣室棟 130㎡</p> <p>建築年月: 昭和56年2月(プール管理棟) 昭和58年4月(長嶋茂雄記念岩名球場メインスタンド) 平成6年12月(スポーツ資料館) 平成8年9月(小出義雄記念陸上競技場メインスタンド) 平成26年3月(球技場トイレ更衣室棟)</p> <p>施設内容: 長嶋茂雄記念岩名球場 センター120m 両翼92m 夜間照明 メインスタンド 収容人数2,000人 芝生スタンド 収容人数2,500人 第二球場 センター90.7m レフト90.5m ライト81.5m 小出義雄記念陸上競技場 400mトラック 8コース 夜間照明 メインスタンド 収容人数1,022人 芝生スタンド 収容人数4,100人 テニスコート 人工芝6面 クレーコート2面 壁打ちコート2面 プール 50mプール9コース 幼児プール スポーツ資料館 1階資料展示室 2階会議室99㎡ 球技場 人工芝143m×79m 夜間照明 スタンド 収容人数490人 付帯設備 駐車場収容台数409台 トイレ 自由広場等</p>
	<p>上座総合公園 所在地: 〒285-0854 千葉県佐倉市上座字上ノ田915番地 施設構造: 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建(プール管理棟) 鉄骨造、地上1階建(公園管理棟)</p> <p>敷地面積: 9.9ha 延床面積: プール管理棟510㎡ 公園管理棟34㎡</p> <p>建築年月: 昭和55年7月(プール管理棟) 平成13年4月(公園管理棟)</p> <p>施設内容: プール 25mプール 子供プール 幼児プール 交通公園1.9ha 木製遊具広場1.2ha 多目的広場2.4ha 付帯施設 駐車場収容台数40台 トイレ等</p>
	<p>直弥公園 所在地: 〒285-0065 千葉県佐倉市直弥741番地1 施設構造: 木造、地上1階建(管理棟)</p> <p>敷地面積: 4.3ha 延床面積: 管理棟106㎡</p> <p>建築年月: 平成14年6月(管理棟)</p> <p>施設内容: テニスコート 人工芝4面 壁打ちコート1面 付帯施設 駐車場収容台数61台 トイレ 芝生広場等</p>

	<p>大作公園  所在地: 〒285-0802 千葉県佐倉市大作二丁目1番1  敷地面積: 1.0ha  建築年月: 昭和62年11月  施設内容: 野球場 センター105m 両翼80m  付帯施設 駐車場 トイレ 倉庫</p>
	<p>佐倉市立青少年センター  所在地: 〒285-0004 千葉県佐倉市岩名828番地  施設構造: 鉄筋コンクリート造、地上2階建  敷地面積: 岩名運動公園内  延床面積: 575.296㎡  建築年月: 昭和59年2月  施設内容: 1階: 事務室、実習室兼会議室(68.4㎡)、談話室(67.1㎡)  佐倉市管理倉庫、ボイラー室倉庫、トイレ  2階: 研修室①②(和室30畳)、講師控室(8畳)、シャワー室、トイレ</p>
施設の設置目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩名運動公園外3公園: 市民のレクリエーション活動等の拠点として整備</li> <li>・佐倉市立青少年センター: 青少年の健全育成を図るために設置</li> </ul>
指定管理者	千葉県まちづくり公社グループ
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
委託料	当初委託料637,566,910円 変更協定書締結 令和3年1月8日 委託料 643,921,204円 (令和2年度支払額 124,240,376円)
市所管課	都市部公園緑地課、健康推進部生涯スポーツ課、こども支援部こども政策課

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(1) II-1-(2)	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(2) II-1-(3)	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(3) II-1-(5)	

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(4) II-1-(6)	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(4) II-1-(6)	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(5) II-1-(7)	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(1)	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(1)	

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(1)(別表1-②) Ⅱ-2-(1)(別表1)	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(2)	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(2)	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(3)	
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(5)	

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(4)	
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(5)	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(7)	

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(7)	
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(7)	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9) II-2-(8)	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9) II-2-(8)	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(10)、(11)、(12)、(13) II-2-(9)、(10)、(11)、(12)	

保守 点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(10)、(11)、(12)、(13) II-2-(9)、(10)、(11)、(12)	
安全 点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	B	指定管理者より、危険個所の修繕要望があったが未実施により事故が発生。事故発生場所は、速やかに修繕し、その他の場所には、注意看板を設置。
	記載箇所	業務基準書 II-2-(10)、(11)、(12)、(13) II-2-(9)、(10)、(11)、(12)	
安全 点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(12) II-2-(10)	
駐 車 場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(14) II-2-(13)	
駐 車 場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(14) II-2-(13)	



### 3 施設運營業務に関する基準

利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
利用 料金 徴収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
利用 料金 徴収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
利用 料金 徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(3)	

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(4)	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(5)	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(5)	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(5)	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(5)	

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(6)	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(6)	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	記載箇所		
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	記載箇所		
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	記載箇所		

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	記載箇所		
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(7) II-3-(8)	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(7) II-3-(8)	
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-4-(2)	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-4-(3)	

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-5	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-6	
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-6	
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 III-1-(1)	

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(2)	
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(3)	
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(1)、(2)	

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(3)	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(4)	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(6)	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(6)	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(1)	

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(2)	
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(3)	
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-4	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(1)	
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	



体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	B	C	事故対応時に連絡先等の確認がされず、また、市へ直ちに報告されていないことがあった。 市と協議の上、公社危機管理マニュアルを関係者へ説明することした。
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(4)	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(5)	
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(1)	

個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(2)	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウイルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	

7 事業計画及び事業報告に関する基準			
資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-7-(1)、(2)	
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-7-(1)、(2)	
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-10	

#### 意見記述欄

指定管理者	<p>○佐倉市で「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入していますが、万が一のためににおいても「指定管理者賠償責任保険」に独自で加入し、不測の事態に備えました。</p> <p>○被災時には関係機関との通信手段が途絶えることを想定し、当公社所有の「衛星携帯電話」及び「災害時優先電話」を設置し、災害時の連絡体制を構築しました。</p> <p>○各施設(球技場を除く)月1回の定期的な休場日を設定したことにより、施設点検・グラウンド整備等の時間を十分確保した結果、より安全で安心して施設を提供することができました。</p> <p>○管理項目の基準回数以上の作業を実施し、快適なスポーツ活動等の場の提供のほか、公園利用者に憩いの場を提供することができました。</p> <p>○公園内で発生した事故等に対して、適切な対応並びに速やかな佐倉市への報告が実施できるよう、改めて管理体制の確認やスタッフ教育を実施するなど、万全な体制で管理運営を実施してまいります。</p>
佐倉市	<p>○新型コロナウイルス感染症等拡大防止に係る、施設閉鎖の際にも、頻回な市との連絡調整、予約者への速やかな連絡を行っており、適切な対応が行われていました。</p> <p>○危険個所については、注意喚起を実施し、出来るだけ速やかに修繕を実施してまいります。</p>

## ②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	269,943	364,000	141,757	52.5%	38.9%
実利用者数(人)	-	-	-	-	-
稼働率(%)	-	-	-	-	-
利用料金収入(円)	26,195,880	30,320,000	15,156,120	57.9%	50.0%
減免件数(件)	1,191	-	372	31.2%	-

### 意見記述欄

指定管理者	<p>○利用者数及び利用料金の減少については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、全施設を閉鎖したことが主な要因です。</p> <p>令和3年度以降の新型コロナウイルス感染症の収束とともに、年次業務計画書の利用者数及び利用料金収入が見込めると考えます。また、利用者が安全で安心して利用できるよう、佐倉市と情報共有を密にし、更なる感染症対策に努めてまいります。</p>
佐倉市	<p>○新型コロナウイルス感染症による施設休館の影響で、利用者数は前年度比で大幅に減少しております。</p>

### ③経営分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	161,897,406	164,722,541	144,335,347	89.2%	87.6%
支出(円)	161,331,142	164,722,541	141,189,132	87.5%	85.7%
収支(円) 〈収入-支出〉	566,264	0	3,146,215	555.6%	-
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	16.1	18.4	10.5	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	25.8	23.1	26.0	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	20.8	24.3	22.8	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	597.6	452.5	996.0	166.7%	220.1%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	482.0	356.8	876.4	181.8%	245.6%

### 意見記述欄

指定管理者	<p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、全施設閉鎖となったことにより、収入は減少しましたが、管理運営の工夫により物件費の支出の削減等に努めました。令和3年度以降の新型コロナウイルス感染症の収束とともに、年次業務計画書の利用者数及び利用料金収入が見込めると考えます。</p>
佐倉市	<p>○今後は、人件費や施設の補修に係る経費等が増加していくことが予想されます。コロナ禍でも利用者が安心して施設を利用できるよう、さらなるサービスの向上を図り、安定的な経営に努めてください。</p>

#### ④業務実施状況確認

##### 【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
花壇・プランター等の設置	<p>岩名運動公園等に花壇植栽及びプランターを定期的に植栽設置しました。</p> <p>令和2年度実績本数 2,138本</p> <p>なお、指定管理者が育成した草花及び佐倉市より無償配布を受けた草花を使用しました。</p>
草花無料配布	<p>岩名運動公園等の利用促進及び佐倉市の緑化推進を図るため、来園者、内郷小学校スクールボランティアへ無料で草花を配布しました。</p> <p>令和2年度実績本数 1,700本</p> <p>なお、指定管理者が育成した草花を使用しました。</p>
テニス大会の開催	<p>生涯スポーツの推進及びテニスコートの利用促進を図るため、岩名運動公園テニス登録団体と共催で利用者の親睦大会を開催しました。(春秋の2回計画しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設閉鎖により、秋1回の開催となりました。)</p> <p>令和2年度参加者 年1回開催 24</p>
関東大学サッカーリーグ誘致	<p>身近に関東大学サッカーリーグを観戦できる環境を整え、地域の子供たちの体力づくりや技術力の向上及びスポーツ選手の育成に寄与し、生涯スポーツ及びスポーツの振興を図るため、リーグを誘致し、9月に開催を予定していましたが、関係者と協議した結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止しました。</p>
県民の日記念	<p>千葉県民の日(6/15)陸上競技場無料開放を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止しました。</p>
ミストシャワーの設置	<p>利用者の熱中症対策として、陸上競技場ダッグアウトにミストシャワーを設置しました。</p> <p>令和2年度実績 設置期間 6月12日～9月24日</p>
水泳指導(ワンポイントレッスン)	<p>生涯スポーツ水泳のきっかけづくりに寄与するため、4泳法の水泳指導を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止によるプール施設閉鎖の判断により中止しました。</p>
水泳指導(低学年)	<p>青少年の健全育成、泳力の向上を図るため、水泳教室を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止によるプール施設閉鎖の判断により中止しました。</p>
プールスタンプカードの配布	<p>岩名・上座プールでスタンプカードの配布を行い、プール利用者サービスの向上及び利用促進を図る予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止によるプール施設閉鎖の判断により中止しました。</p>

なでしこリーグ誘致	身近になでしこリーグを観戦できる環境を整え、地域の子供たちの体づくりや技術力の向上及びスポーツ選手の育成に寄与し生涯スポーツ及びスポーツの振興を図るため、なでしこリーグを10月に誘致する予定でしたが、関係者と協議した結果、なでしこリーグは新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し中止としましたが、代替えとしてU-18関東女子ユースサッカー選手権大会を10月3日、4日に無観客試合で開催しました。
さくらスポーツフェスティバル	子供たちの体づくりや交流を図るため、さくらスポーツフェスティバル開催時にヴォータックフットボール体験会を10月に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、イベントが中止となったため、中止しました。
プロ野球選手の自主トレーニング誘致	身近にプロ野球選手の練習を見学できる環境を整え、地域の子供たちの体づくりや技術力の向上を図るため、誘致しました。 令和2年度実績 元プロ野球選手 1名
愛犬との暮らし方教室	飼い犬に対するしつけや公共の場所でのマナーを学ぶことで施設内の犬の放し飼い等の抑制を図るため、講習会を1月に開催する予定でしたが、関係者と協議した結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止しました。
手作り味噌にチャレンジ講習会	公園利用者の便に供するため、スポーツ以外でも広く佐倉市民の方たちに青少年センターを使用していただくことを目的に講習会を2月に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設閉鎖により中止しました。
健康体操教室①	佐倉市民の健康・体づくりの推進及び陸上競技場利用者獲得のため、スポーツ教室を3月に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設閉鎖により中止しました。
芝生体験会	子供たちの体づくりや交流のため、佐倉市内の低学年を対象に長嶋茂雄記念岩名球場芝生内で遊ぶ体験会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設閉鎖により中止しました。
知的障がい者サッカー教室	知的障がい児・者へのスポーツ活動の普及及び心身の健全な育成を図るため、2月にサッカー教室を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設閉鎖により中止しました。
健康体操教室②	佐倉市民の健康増進を図るため、NPO法人ニッポンランナーズと共催で高齢者向けの健康体操教室を開催しました。令和2年度実績 毎週水曜日開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設閉鎖により合計12回開催しました。各回25名程度
物品の販売	公園利用者の便に供するため、公園内に飲料等の自動販売機を設置しました。

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
小出義雄記念陸上競技場フィールド改修	良好なスポーツターフを形成するため、コアリング・スパイキング・転圧等の改修を行いました。
岩名第二球場フィールド改修	良好なスポーツターフを形成するため、コアリング・スパイキング・転圧等の改修を行いました。
岩名運動公園砂利駐車場改修	駐車場の凸凹を解消するため、砕石を敷き均し整地等の改修を行いました。
上座総合公園臨時駐車場改修	駐車場の凸凹を解消するため、砂を敷き均し整地等の改修を行いました。
小出義雄記念陸上競技場芝生スタンド入口付近改修	利用者の快適性・安全性を考慮し張芝・整地を実施しました。
公園利用者の利便性を考慮した案内看板の設置	公園内のベンチを独占的・排他的に利用している団体がいることから、公園利用者が平等に利用を促す案内看板を設置しました。
スポーツ資料館入口スロープの補修	スロープ壁面の塗装が劣化していたため、水性塗料で補修しました。
スズメ蜂トラップの設置	岩名運動公園内にスズメ蜂トラップを設置し、蜂の巣づくりを抑制することで、蜂による被害の防止を図りました。
クロスカントリーコース内樹木の撤去	安全管理上、定期的に折れた樹木及び枯損木等の撤去を実施しました。
小出義雄記念陸上競技場フェンス修繕	芝生スタンドフェンスの一部が経年劣化によりコンクリート基礎部分から折れかかっていたため、鉄製の支柱で補修をいたしました。支柱の交換が必要なことから佐倉市へ修繕要望を提出しました。
光熱水費の縮減	陸上競技場施設内全ての電球をLED電球に交換し、電気料の縮減を図りました。
閉場日削減・開場時間の延長	利用者サービスの向上、大会等の円滑な運営のため、閉場日の削減、開場時間の延長を行いました。
施設の休場日の設置	施設を利用される皆様が安全で安心して利用できるよう、老朽化した施設の保守・点検・整備等を実施する時間を十分確保するため、月1回の定期的な休場日を設けました。

意見記述欄

指定管理者	<p>○令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による施設の閉鎖及び感染予防対策により、計画を進めていた独自事業の多くを中止としました。今後も感染状況を見ながら、継続的に独自事業を実施できるよう計画するとともに、コロナ禍における新たな独自事業も検討していきます。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染拡大により施設を閉鎖したため、利用者の安全を確保できるよう施設巡回等を強化しました。また、今年度は施設の修繕等をこれまでよりも多く実施し、利用者が安全で安心して利用できるよう努めました。</p> <p>施設の閉鎖等に伴い、通常利用の際にはできないフィールドの改修や駐車場の敷き均し作業等を実施したことによって、利用者から更に快適に利用できるようになったとの声を多くいただきました。また、毎年更新し提出している「不具合・修繕対象設備調査票」について、佐倉市担当課と協議し、優先度を判定していただき今後も修繕・改善等を実施してまいります。</p>
佐倉市	<p>○昨年度は、災害や新型コロナウイルス流行など独自事業の実施に影響を及ぼす事象が多く発生しましたが、適切に中止の判断を下し、強行実施によるリスクを回避したと認められます。</p> <p>○これまで様々な独自事業を実施してきましたが、今後は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から各事業を見直すとともに、新しい事業の展開に期待します。</p>



### ⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	実施日:令和2年7月1日～令和3年3月31日 岩名運動公園陸上競技場、直弥公園、佐倉市立青少年センターに回収箱を設置し、上座総合公園は聞き取り調査を実施
回答数等	回答数:140件
実施結果	岩名運動公園陸上競技場 総合満足度 100% 直弥公園 総合満足度 96% 上座総合公園 総合満足度 96% 佐倉市立青少年センター 総合満足度 95%

回答者の意見等	対応策等
岩名運動公園 ○スタッフの対応も良く、いつも綺麗に管理していただいている。	これからも利用者にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
○洋式トイレを増やしてほしい。(他1件) ○屋外トイレを綺麗にしてほしい。 ○駐車場が少ない。	引き続き検討してまいります。
○広場でボール遊びする方たちのマナーが悪い。	注意看板等の設置や利用者にご注意するなど周知徹底してまいります。
○公園内の喫煙が気になる。	公園内は禁煙ではありませんが、喫煙者の方には他の利用者にご配慮し、喫煙していただくようお願いしています。
○更衣室とシャワー室の利用を再開してほしい。	新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、利用中止を継続しています。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。
直弥公園 ○壁打ちコートを手洗いコンクリート製にしてほしい。(他1件)	引き続き検討してまいります。
○利用後コートを整備しない人たちがいる。	利用者へ周知徹底いたします。
○土日祝日の予約がとれないので、抽選にしてほしい。	現在、インターネットでの予約について導入を検討しております。
○草刈を増やしてほしい。	引き続き検討してまいります。
上座総合公園 ○自然豊かで気持ちが良い。○とてもどかで居心地が良い。○ピクニックするのに最適でした。	これからも利用者にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
○植栽の手入れをもっとしてほしい。 ○草花に名札をつけてほしい。	引き続き検討してまいります。
○トイレを増やしてほしい。○洋式トイレを設置してほしい。 ○駐車場を増やしてほしい。○遊具を増やしてほしい。	引き続き検討してまいります。
○グラウンドの独占的使用により一般人が使いづらい。	皆様の公園であり、各自譲り合ってご利用いただくようお願いさせていただきます。引き続きご理解いただけるよう呼びかけをしてまいります
佐倉市立青少年センター ○洋式のトイレを増やしてほしい。(他1件) ○施設が古く寒い。	引き続き検討してまいります。

○気持ちよく利用させてもらっています。	これからも利用者にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
○自販機に温かいものを入れてほしい。	季節や気温に応じて入れ替えを行っておりますが、自動販売機業者に早めに入れ替えをするよう依頼します。

### 意見記述欄

指定管理者	<p>○アンケート調査結果から、利用者からの満足度は高い数値を維持できていることがうかがえます。主な施設で週1日～3日以上頻度で利用すると回答した方が半数を超えリピート率が高いこと、また、特に岩名運動公園においては清潔さや安全さ、スタッフ対応満足度の項目で8割以上の方に「満足」、「やや満足」と評価をいただくほか、アンケート以外にも利用者から快適に施設利用ができているとの声が多いことから、適切な管理ができていると考えます。</p> <p>一方で、施設の修繕要望や公園のトイレの洋式化の要望が引き続き多いことから、今後も佐倉市担当課と協議し、公園利用者の要望に対応できるよう検討してまいります。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症防止対策として、施設を閉鎖していたことにより、利用者数が減少し、満足度調査回答数が例年よりも少なくなりました。今後はアンケートを長期間実施することや聞き取り調査を実施するなど、広く意見聴取し、いただいた意見をもとに安全安心で快適な満足度の高い施設づくりを継続できるよう工夫してまいります。</p>
佐倉市	<p>○アンケートでは利用者から高い評価をいただけており、良好な管理運営がなされているものと読み取れます。</p> <p>○また、各施設の修繕案件について意見の整理・優先順位付け等のニーズ分析を行っており、その結果の提案がなされておりました。引き続きニーズ把握・分析による提案を行い、今後も市と連携して施設の修繕等に努めていくことを期待します。</p>

## ⑥総合評価

### 【令和2年度】 意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>指定管理者として四期目の2年目となります。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を大きく受け、独自事業等を計画通り実施することができませんでしたが、コロナ禍における施設運営について、「佐倉市スポーツ施設における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に則り、佐倉市と情報共有しながら、状況に合わせた適切な感染予防対策を講じることができたと考えます。 施設閉鎖中には、巡回による安全点検や修繕を強化したこと、また、継続して定期的な休場日の設定により、十分な施設点検や整備を実施したこと、指定管理者の努力により、管理項目の基準回数以上の作業を実施することで、利用者の安全性の確保や快適性を維持することができ、満足度調査等で高評価を得ることができています。 感染拡大による全施設閉鎖やプールの中止を受け、年間を通しての利用者数や利用料金収入額は減少しましたが、管理運営の工夫による支出の削減に努めました。 令和3年度以降も、安全安心な施設となるよう、新型コロナウイルス感染症の感染動向をみながら、引き続き佐倉市と協議し、万全な感染防止対策を講じてまいります。また、公園内修繕も引き続き佐倉市と協議し、優先度の高い修繕から順次検討し実施してまいります。 令和2年度に実施された財政的援助団体監査で指摘された事項については改善し、今後も協定書及び業務基準書を遵守し、佐倉市担当課と連絡を密にしながら適正な公園の管理運営に努めます。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>新型コロナウイルス感染症防止対策の影響で施設が閉鎖したことにより、年間を通じた利用者数については減少したものの、施設開放時には安定した利用者数の確保ができており、来年度以降も安定した経営となることが期待できます。今後も収入増につなげる工夫をお願いします。 公園管理においては、日常清掃が行き届いているほか、簡易な修繕等についても迅速に対応しており、適切に業務を実施していると認められます。 今後はコロナ禍の中でも、利用者が安全に施設を利用できる方策など、新しい生活様式に即した公園の活用について検討を行い、魅力があり収益性が高い公園の運営を期待します。</p>